

交通災害共済

交通災害共済

身近な事故から暮らしを守る、幅広い交通災害の保障です。

● 保障範囲

次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



● 加入いただける人

- 組合員および組合員と生計を一にする親族の方であれば、どなたでも加入できます。
- 被共済者が、こくみん共済 coop の交通災害共済に加入している場合、加入に制限があります。

(注) 組合員とその配偶者が、それぞれ子どもへの二重掛けはできません。

※「生計を一にする」とは、組合員と日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することを言います。ただし、同居であることを要しません。

● 共済掛金と保障内容 ひとり25口まで加入できます。

種別 口数	月払掛金 (一人あたり)	死亡共済金	障害共済金	入院共済金	通院共済金
		交通事故による死亡	交通事故による障がい (1級～14級)	交通事故による入院 (日額)	交通事故による通院 (日額)
25口	295円	500万円	500万円～20万円	7,500円	3,750円
20口	236円	400万円	400万円～16万円	6,000円	3,000円
15口	177円	300万円	300万円～12万円	4,500円	2,250円
10口	118円	200万円	200万円～8万円	3,000円	1,500円
5口	59円	100万円	100万円～4万円	1,500円	750円

● 事故発生日より180日以内に発生した共済事由に限ります。

● 障がいについては、労災保険法施行規則別表第1「障害等級表」での1～14級によります。

● 入院共済金は、連続5日以上入院が対象となり(支払い限度は180日)、入院開始日から4日までは通院共済金を支払います。

● 通院共済金は、実通院日(往診日および入院共済金不担保となる4日までの入院を含む)が支払対象となります。ただし、事故日から180日経過した後の通院、および平常の生活・業務に支障がない程度に回復した後の通院について実通院日数に含まれません(支払い限度は90日)。

■ 共済金をお支払いする場合

<死亡共済金>

加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

<障害共済金>

加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

<入院共済金>

加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額(日額)} \times (\text{入院日数(184日限度)} - \text{免責4日})$$

※免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

<通院共済金>

加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額(日額)} \times \text{通院日数(90日限度)}$$

【ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意】

加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象となりません。